

## 「学問の自由」「大学の自治」を損なう学校教育法改正案に反対する声明

「学問の自由」はわが国の社会・文化・学術の発展にとって不可欠である。歴史学の発展と継承も、学問の自由なくしてはあり得ない。日本国憲法においては学問の自由は第 23 条で規定されているが、これが単なる個人的・抽象的権利にとどまらず、社会のなかで具体的に実現されることを制度的に裏付けているのは「大学の自治」であり、その法的根拠となっているのは、すべての大学に「重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」とする学校教育法第 93 条の規定である。

ところが、今国会に上程されている「学校教育法改正案」においては、この規定を、教授会は「学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする」、学長の「求めに応じ、意見を述べることができる」と変更しようとしている。これは教授会から人事・予算・教育課程の編成など、大学における研究・教育の根幹に関わる重要事項を審議する権限を奪い、学長の単なる諮問機関とするものである。大学の自治、ひいては学問の自由の、わが国の法体系における基礎を完全に崩壊させる危険がある。

学長の権限が飛躍的に強化されることになるが、同時に上程されている「国立大学法人法改正案」において学長選考をめぐる規定が変更され、学外者が半数を占める学長選考会議に学長選考基準を定める権限が与えられようとしていることも考慮すると、今後、学長の選考自体が研究・教育とは異質の論理によって左右される傾向が増すことも危惧される。

大学の自治は、政治権力やその時々社会的強者による不当な介入から学問の自由を守るための仕組みとして、人類が歴史の営みのなかで生み出し、発展させてきた貴重な伝統である。大学の人事・予算・教育課程等を、実際に研究・教育にあたっている教授会構成員による審議ぬきで決定できる仕組みを作ることは、大学の健全な発展を損ない、長期的には学問と社会全体の衰退をもたらすおそれがある。日本歴史学協会は、歴史学の持続的な発展とその成果の社会への還元をめざしており、それゆえこのような危惧される内容を持つ本法案を国会において廃案とすることを切に求めるものである。

2014（平成 26）年 6 月 5 日

日本歴史学協会  
会長 廣瀬 良弘